

しょうわ見守り定期積金「安心まもる君」商品概要

令和6年9月2日現在

1. 商品名	しょうわ見守り定期積金「安心まもる君」
2. 対象者	営業地域内にお住まいの満60歳以上の個人の方（お一人様1口限り）
3. 預金種類	定期積金
4. 預入期間	3年(36回)以上5年(60回)以下
5. 預入金額	10,000円以上（1,000円単位）
6. 預入方法	集金扱いのみ（契約期間中、毎月1回定日に渉外係員が掛金を集金する）
7. 利息 給付補填金	<p>(1) 適用金利 店頭表示金利（固定金利）</p> <p>(2) 利払方法 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。</p> <p>(3) 計算方法 付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じ計算いたします。</p>
8. 税金	<p>個人のお客様の給付補填金には、源泉分離課税（国税15%、地方税5%）の税金が適用されます。</p> <p>※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>法人のお客様は総合課税となります。</p>
9. 払戻方法	満期日以後に給付契約金を一括して払戻しいたします。
10. 中途解約時のお取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、解約日の前日までの期間について、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この積金の掛金相当額とともに払戻しいたします。</p> <p>A：1年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B：1年以上 約定利率×50%と解約日における普通預金利率の高い方</p>
11. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・本商品は、預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品（決済用預金は除く）と合わせて、元本1,000万円までとのお利息は保護されます。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・金利は店舗備え付けの金利ボード、当金庫HP、または店頭までお問い合わせください。 ・金融情勢の変化により、本商品の販売を中止させていただく場合もございます。 ・お客様のご希望により見守りサービスを付帯することが出来ます。見守りサービスは担当者が集金の際、ご契約者様の異変や異常を察知した場合に、ご契約時にお伺いした緊急連絡先もしくは連携先行政機関等に連絡いたします。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話0120—872—315）にお申出ください。 ・紛争解決措置

東京弁護士会（電話：03—3581—0031）、第一東京弁護士会（電話 03—3595—8588）、第二東京弁護士会（電話 03—3581—2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03—3517—5825）にお申出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。